

国土交通省 説明資料

前回部会での意見等に関する整理について

a 背高コンテナとは、どのようなものですか。

〔回答〕

現在、国際海上コンテナ輸送に使用されるコンテナの国際標準化機構（ISO）の規格では、コンテナ長さは、10ft、20ft、30ft、40ft 及び 45ft の 5 種類となっています。このうち、10ft 及び 30ft コンテナは、国際的な海上コンテナ輸送で使用されている例は少ない状況です。

また、コンテナの一般的な高さは、8ft6inch（約 2.6m）となっており、背高コンテナは、この一般的な高さよりも 1ft（約 30cm）高い 9ft6inch（約 2.9m）の高さとなっています。コンテナ幅は、コンテナ長さや高さにかかわらず全て 8ft（約 2.4m）となっています。

なお、40ft 背高コンテナは、一般的な高さの 40ft コンテナより内容積が約 12%増しとなりますが、コンテナの最大総重量はコンテナ高さにかかわらず同じことから、繊維や雑貨等の重量より容積を使う貨物輸送に適しているといえます。

主な国際海上コンテナの ISO のコンテナ規格例は、下表のとおりとなっています。

ISOのコンテナ規格例（ドライコンテナ）					
コンテナ種類		20ft(8'6"Height)	40ft(8'6"Height)	40ft(9'6"Height) (背高)	45ft(9'6"Height) (背高)
外法寸法	長さ	6,058 mm (19' 10" 1/2)	12,192 mm (40' 0")	12,192 mm (40' 0")	13,716 mm (45' 0")
	幅	2,438 mm (8' 0")	2,438 mm (8' 0")	2,438 mm (8' 0")	2,438 mm (8' 0")
	高さ	2,591 mm (8'6")	2,591 mm (8'6")	2,896 mm (9'6")	2,896 mm (9'6")
自重 ^(注)		2,400 kg	3,810 kg	3,970 kg	4,800 kg
最大積荷重量 ^(注)		28,080 kg [1.05]	26,670 kg [1.00]	26,510 kg [0.99]	25,680 kg [0.96]
最大総重量		30,480 kg	30,480 kg	30,480 kg	30,480 kg
内容積		33.0 m ³ [0.49]	67.7 m ³ [1.00]	76.0 m ³ [1.12]	86.0 m ³ [1.27]

注) 自重は代表的な事例を記載。最大積荷重量は自重を元に最大総重量から自重を減じた試算値。
注) 最大積荷重量、内容積の[]は、40ft(ノーマル)コンテナを1としたときの比率。

b 背高コンテナは、コンテナ取扱量全体の中でどのくらい占めていますか。

〔回答〕

東京港及び名古屋港の港湾管理者に背高コンテナの取扱状況を聞いたところ、20ft コンテナでは、東京港で約5割が背高コンテナで、名古屋港では殆どが通常の高さである8ft6inchのコンテナとのことでした。40ft コンテナでは、東京港で約7割が、名古屋港で約6割が背高コンテナであるとのことでした。また、45ft コンテナについては、殆どが背高コンテナであるとのことでした。

このことから背高コンテナについては、現状において、かなりの取扱量があると思料されます。

c 背高コンテナの取扱量の増加に伴う臨港道路（港湾内、あるいは港湾と周辺の公道を結ぶ道路）における支障の状況（例：背高コンテナを積載した車両が臨港道路を通行する上での支障の状況）や、外航のコンテナを国内で流通させる上での課題とされるコンテナの高さへの対応等について御教示願います。

〔回答〕

臨港道路は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号で定める「臨港交通施設」であり、当該道路の管理は港湾管理者が行っていることから、主要な港湾管理者に臨港道路における支障の状況を聞いたところ、トンネル等の高さは背高コンテナが通行出来る高さで整備されており、現状において、特に支障や課題は発生していないとのことでした。

d 背高コンテナ取扱個数に対する行政での利活用ニーズはありますか。

〔回答〕

背高コンテナ取扱個数の行政での利活用ニーズについては、以下のとおりです。

背高コンテナの輸送においては、従前、道路を通行する上で、背高コンテナを積載した車両の高さが道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び車両制限令（昭和36年政令第265号）で定める3.8mを上回ることから、事前に警察庁交通局及び国土交通省道路局による審査の上、指定した経路（指定経路）のみを制限外積載及び通行許可の対象とすることが定められていましたが、平成16年の道路交通法施行令及び車両制限令の改正に伴い、指定経路制度が廃止され、都道府県公安委員会及び道路管理者（国、都道府県等）が支障がないと認めて指定した「高さ指定道路」に改正され、現在は、通行す

る車両の高さが4.1mまでの車両は「高さ指定道路」の走行であれば許可申請は不要となっており、背高コンテナを積載した車両について、この「高さ指定道路」を通行するのであれば許可無しに通行が可能となっています。

これを背景に、当省としては前記bのとおり、既に背高コンテナの流通があること、背高コンテナの通行にかかる規制が見直されており、高さ指定道路であれば許可申請が不要になっていること等から、現時点で国土交通省においては背高コンテナ取扱個数を把握するニーズはありませんでした。

また、コンテナ取扱量の多い港湾管理者にも利活用ニーズを聞いたところ、港湾管理や各種施策において背高コンテナ取扱個数を把握する必要性は低いとのことでした。

このことから、本改正におきましては、利活用ニーズがみられなかったことから調査項目等にコンテナ高さを追加しないことと致しますが、新たなニーズが出されたときは、前向きに考えていきたいと考えます。